平成２１年（フ）第１９２３号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅５棟302号
債務者　齋藤奈々子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４６号
神奈川県藤沢市弥勒寺２丁目５番15―203号
債務者　篠崎　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５３号
横浜市港南区日野南３丁目４番２号　アクア港南101
債務者　田中千香子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３３号
岡山市中区赤田158番地７
債務者　岡崎　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
静岡県富士宮市小泉712番地の２、前住所静岡県富士宮市穂波町９番地の２
債務者　石川　德子（旧姓清）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１１４号
静岡県富士宮市小泉712番地の２、前住所静岡県富士宮市穂波町９番地の２
債務者　佐野　正則
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１３０号
静岡県富士市厚原1524番地の６　富士茜ハイツ205号
債務者　近藤　真理
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１１０号
長野県小諸市赤坂１丁目16番８号
債務者　森川　健一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１７号
秋田県湯沢市関口字上寺沢68番地２
債務者　泉　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１２７号
秋田県横手市松原町２番13号　サンハイム
債務者　伊藤亜季子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１３９号
秋田県湯沢市上院内字町後176番地
債務者　鈴木　葉子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４３号
秋田県横手市南町10番39号
債務者　髙橋　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１４８号
秋田県横手市増田町増田字伊勢堂40番地１
債務者　山田　邦彦
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第６８７号
東京都荒川区東尾久１丁目36番13号高橋方
債務者　金子　宏太
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７１４号
東京都港区港南３丁目３番17―710号
債務者　渡辺　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３１号
東京都東大和市桜が丘３丁目44番地の18桜が丘団地17―402号
債務者　上條　公江
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部